

平成21年度 安全優良職長 厚生労働大臣 顕彰

優れた技能と経験を持ち職場で安全指導を実践してきた職長に対し、本年度は建設業の82名を含む139名が顕彰され、平成22年1月14日、東京都新宿区の「四谷区民ホール」において顕彰式典が開かれ、その後、千葉県佐倉市の「建設業安全衛生教育センター」において研修・交流会が開催されました。

広島県内5名(建設業1名)の受賞者から、建設業労働災害防止協会広島県支部より推薦した方をご紹介します。



古谷光彦
古谷建設(株)

古谷様 受賞コメント
『長年この仕事に従事して今回の受賞にあたり、大変感謝いたしております。これからリスクアセスメントを活用し安全作業に努めます。この度は、誠に有難うございました。』

行政コーナー

振動障害の予防のために

～ 新たな振動障害予防対策の概要 ～

新たな「チェーンソーの取扱い作業指針」が7月10日付けで決めました。

見直しの趣旨

我が国のチェーンソーの操作時間については、これまで振動の大きさに関係なく操作時間を一律1日2時間としていましたが、国際基準等では振動レベルに応じた作業時間が示されていること、近年においては低振動の機械が開発されていることなどから国際基準の考え方に基づく作業管理を進めるための、通達の見直しを行ったものです。

振動障害予防対策指針(以下「指針」という。)の改正により、1日の作業時間を、工具の振動加速度値に応じて分単位で計算する方法を示されました。

指針は、チェーンソーや建設現場で使用される振動工具を使う業務が対象となっており、振動が強い工具の場合には、振動工具を使う時間が1日1時間未満などに抑制されるケースも出てくることとなります。

指針の、「チェーンソー取扱い作業」と「チェーンソー以外の振動工具の取扱い作業」での振動障害を予防するための指針が改正され、これまで1日の振動業務作業時間を「2時間以下」としていたが、新たに日振動ばく露量の考え方を取り入れて、細かく抑制する方法を示しています。

1日の振動工具の作業時間は、「 T_L (振動ばく露限界時間) = $200/a^2$ (aは振動加速度の3軸合成値)」の式もしくは次の表から求めることができます。

(a[m/s²]は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値)

$$\text{振動ばく露限界時間 } T_L = \frac{200}{a^2}$$



日振動ばく露量が限界値の5.0m/s²ライン(表の実線部分)を超えないようばく露時間を抑制することとしています。

「チェーンソー以外の振動工具」で対象となる業務は、8業務になります。

- (1) ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務
- (2) エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で、可搬式のもの(チェーンソーを除く。)

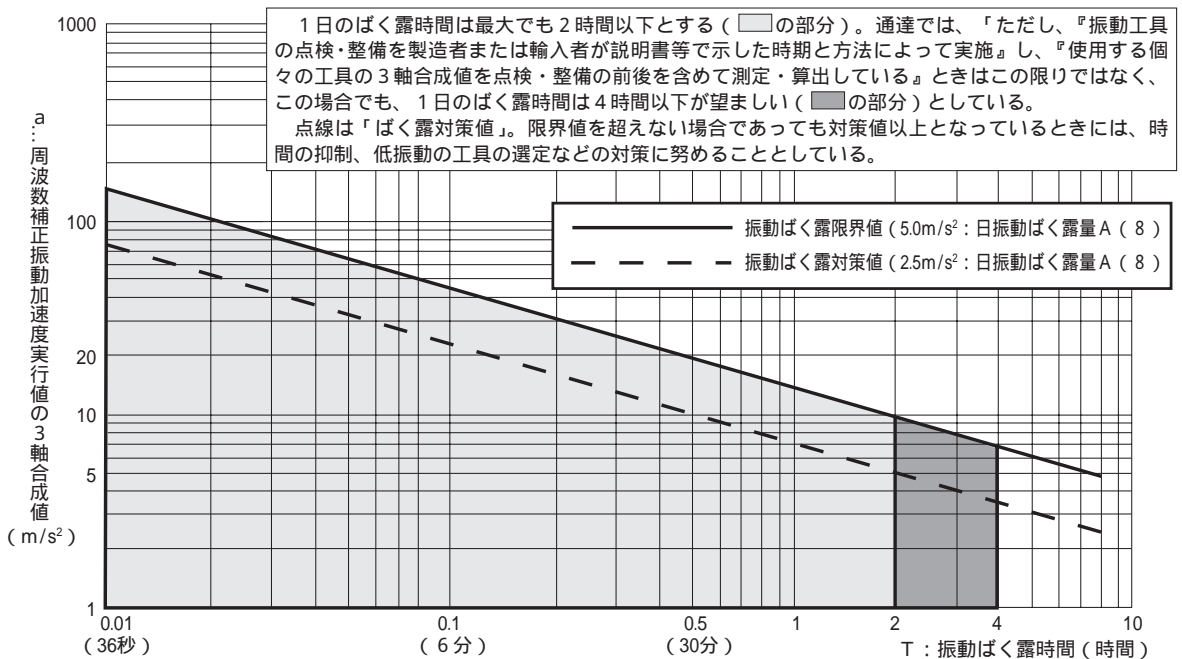
を取り扱う業務

- (3) 携帯用の皮はぎ機等の回転工具を取り扱う業務 ((5)の業務を除く。)
- (4) 携帯用のタイタンパー等の振動体内蔵工具を取り扱う業務
- (5) 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤 (使用する研削といしの直径 (製造時におけるものをいう。以下同じ。) が150mmを超えるものに限る。) を取り扱う業務 (金属、石材等を研削し、又は切断する業務に限る。)
- (6) 卓上用研削盤又は床上用研削盤 (使用するといしの直径が150mmを超えるものに限る。) を取り扱う業務 (鋳物のばりとり又は溶接部のはつりをする業務に限る。)
- (7) 締付工具を取り扱う業務
- (8) 往復動工具を取り扱う業務

指針では、削岩機などで金属または岩石の切断などを行う業務の場合には、連続した作業はおおむね10分以内、そのほかの業務では最大30分以内とし、一連続の作業後には5分以上の休止時間を設けることとしています。

当面のチェーンソーの使用時間については2時間以下となっていますが、点検・整備が重要であることから、「振動工具管理責任者」を選任し、整備状況を確認することとしています。

日振動ばく露量A(8)の対数表



例えば、工具に表示してある振動加速度値が20の場合には、20の線を横にとり実線との交点がばく露限界時間となり、事業者は1日の振動作業の合計時間を30分以下に抑えるよう措置を講ずることになります。

しかし、計算の結果2時間を越えるような場合であっても、1日のばく露時間は2時間以下としなければなりません。

詳しくは広島労働局労働基準部安全衛生課 (TEL082-221-9243) 又は各労働基準監督署に問い合わせください。